

港区墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(前略)</p> <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、主たる事務所又は従たる事務所を区内に有するもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第三条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条第二項の法人で、同法第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる事務所を区内に有するもの</p> <p>三 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二十二條又は第百六十三條の主たる事務所又は同法第三百十二條第一項の従たる事務所を区内に有するもの</u></p> <p>2 (略)</p>

(後略)

付則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

(後略)